

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に障害補償年金差額一時金・障害年金差額一時金支給請求書（様式第37号の2）を提出してください。請求書には、次の書類を添付してください。

●提出に当たって必要な添付資料

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本又は抄本等の請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合	その事実を証明する書類
死亡労働者の収入によって生計を維持していた場合	その事実を証明する書類

※この他にも書類を提出していただく場合があります。

時効

障害（補償）年金差額一時金は、被災労働者の死亡した翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

遺族（補償）給付 葬祭料（葬祭給付）

労働者が、業務上の事由、または通勤により死亡したとき、その遺族に対して、遺族（補償）給付が支給されます。
また、葬祭を行う方に葬祭料（葬祭給付）が支給されます。

遺族（補償）給付には、「遺族（補償）年金」と「遺族（補償）一時金」の2種類があります。

遺族（補償）年金

遺族（補償）年金は、受給する資格を有する遺族（受給資格者）のうちの最先順位者（受給権者）に対して支給されます。

受給資格者

遺族（補償）年金の受給資格者となるのは、労働者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹ですが、妻以外の遺族については、労働者の死亡の当時に一定の高齢、または年少であるか、一定の障害の状態にあることが必要です。

なお、「労働者の死亡の当時、労働者の収入によって生計を維持していた」とは、もっぱら、または主として労働者の収入によって生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる「共稼ぎ」の場合もこれに含まれます。

受給権者となる順位は次のとおりです。

- ① 妻、または60歳以上か一定障害の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の子
- ③ 60歳以上か一定障害の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の孫
- ⑤ 60歳以上か一定障害の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか60歳以上、または一定障害の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫
- ⑧ 55歳以上60歳未満の父母
- ⑨ 55歳以上60歳未満の祖父母
- ⑩ 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

※ 一定の障害とは、障害等級第5級以上の身体障害をいいます。

※ 配偶者の場合、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。

また、労働者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給資格者となります。

※ 最先順位者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります。

※ ⑦～⑩の55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹は、受給権者となっても、60歳になるまでは年金の支給は停止されます。

給付の内容

遺族の数などに応じて、遺族(補償)年金、遺族特別支給金、遺族特別年金が支給されます。なお、受給権者が2人以上いるときは、その額を等分した額がそれぞれの受給権者が受ける額となります。

遺族数	遺族(補償)年金	遺族特別支給金(一時金)	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分 (ただし、55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分)	300万円	算定基礎日額の153日分 (ただし、55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の175日分)
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	〃 223日分		〃 223日分
4人以上	〃 245日分		〃 245日分

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、遺族補償年金支給請求書(様式第12号)、または遺族年金支給請求書(様式第16号の8)を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族(補償)給付の請求と同時に行うこととなっています。様式は、遺族(補償)給付と同じです。

●提出に当たって必要な添付書類 ※この他にも書類を提出していただく場合があります。

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	死亡診断書、死体検案書、検死調書又はそれらの記載事項証明書など、労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 戸籍の謄本、抄本など、請求人及び他の受給資格者と死亡労働者との身分関係を証明することができる書類 請求人及び他の受給資格者が死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
請求人又は他の受給資格者が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき	その事実を証明する書類
請求人及び他の受給資格者のうち一定の障害の状態にあることにより受給資格者となる者があるとき	診断書など労働者の死亡時から引き続き当該障害の状態にあることを証明することができる書類
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類
妻が障害の状態にある場合	診断書など、労働者の死亡の時以後障害の状態にあったこと及びその障害の状態が生じ又はその事情がなくなった時を証明することができる書類
同一の事由により、遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金等が支給される場合	支給額を証明することができる書類

時効

遺族(補償)年金は、被災者が亡くなった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

遺族（補償）一時金

(1) 遺族（補償）一時金が支給される場合

次のいずれかの場合に支給されます。

- ① 労働者の死亡の当時、遺族（補償）年金を受ける遺族がない場合
- ② 遺族（補償）年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額及び遺族（補償）年金前払一時金（P29）の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

(2) 受給権者

遺族（補償）一時金の受給権者は、次のうち最先順位にある方（②③については、子・父母・孫・祖父母の順序）で、同じ順位の方が2人以上いる場合は、全員が受給権者となります。

- ① 配偶者
- ② 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母
- ③ その他の子・父母・孫・祖父母
- ④ 兄弟姉妹

給付の内容

上記（1）の①の場合

給付基礎日額の1,000日分が支給されます。

また、遺族特別支給金として300万円が支給されるほか、遺族特別一時金として算定基礎日額の1,000日分が支給されます。

上記（1）の②の場合

給付基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族（補償）年金などの合計額を差し引いた差額が支給されます。

受給権者であった遺族の全員に対して支払われた遺族特別年金の合計額が算定基礎日額の1,000日分に達していないときは、遺族特別一時金として算定基礎日額の1,000日分とその合計額との差額が支給されます。（遺族特別支給金は支給されません）

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、遺族補償一時金支給請求書(様式第15号)、または遺族一時金支給請求書(様式第16号の9)を提出してください。
 なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族(補償)一時金の請求と同時に行うこととなっています。様式は、遺族(補償)一時金と同じです。

●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき	その事実を証明する書類
死亡労働者の収入によって生計を維持していた者である場合	その事実を証明する書類 事実を証明する書類
労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることのできる遺族がいない場合	ア 死亡診断書、死体検案書、検死調書又はそれらの記載事項証明書など、労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 イ 戸籍の謄本、抄本など、請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
遺族補償年金の受給権者が最後順位者まで全て失権した時で、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額及び遺族(補償)年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合	上記イの書類

※この他にも書類を提出していただく場合があります。

時効

遺族(補償)一時金は、遺族(補償)年金の場合と同様に被災者が亡くなった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

遺族（補償）年金前払一時金

1回に限り、遺族（補償）年金の前払いを受けることができます。
また、若年停止により年金の支給が停止されている方も、前払いを受けることができます。

給付の内容

前払一時金の額は、給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分のなかから、希望する額を選択できます。

なお、前払一時金が支給されると、遺族（補償）年金は、各月分の額（1年を経過した以降の分は年5分の単利で割り引いた額）の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間、支給停止されます。

請求の手続

原則として、遺族（補償）年金の請求と同時に、遺族補償年金・遺族年金前払一時金請求書（年金申請様式第1号）を、所轄の労働基準監督署長に提出してください。

ただし、年金の支給決定の通知のあった日の翌日から、1年以内であれば、遺族（補償）年金を受けたあとでも請求することができます。この場合は、給付基礎日額の1000日分から、既に支給された年金の額の合計額を減じた額の範囲内で請求することになります。

時効

遺族（補償）年金前払一時金は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

遺族（補償）年金の受給権者が変わるとき（転給）

遺族（補償）年金の受給権者が、次の理由によって年金を受けられなくなったときは、次の順位の遺族が年金の支給を受けることになります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）したとき
- (3) 直系血族、または直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む）となったとき
- (4) 離縁によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき
- (5) 子、孫、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したとき（労働者の死亡の時から引き続き一定障害の状態にあるときを除く）
- (6) 一定障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に遺族補償年金・遺族年金転給等請求書（様式第13号）を提出してください。

遺族特別年金の支給申請は、原則として転給の請求と同時に行うこととなっています。様式は、転給等請求書と同じです。

●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本、抄本など、請求人及び請求人と生計を同じくしている他の受給資格者を死亡労働者との身分関係を証明することができる書類
請求人及び請求人と生計を同じくしている他の受給資格者のうち一定の障害の状態にあることにより受給資格者となる者があるとき	診断書など労働者の死亡時から引き続き当該障害の状態にあることを証明することができる書類
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類

※この他にも書類を提出していただく場合があります。

葬祭料（葬祭給付）

葬祭料(葬祭給付)の支給対象となる方は、必ずしも遺族とは限りませんが、通常は葬祭を行うのにふさわしい遺族が該当します。

なお、葬祭を執り行う遺族がなく、社葬として死亡労働者の会社において葬祭を行った場合は、葬祭料(葬祭給付)はその会社に対して支給されます。

請求の内容

葬祭料(葬祭給付)の額は、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額です。この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分が支給額となります。

請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、葬祭料請求書(様式第16号)、または葬祭給付請求書(様式第16号の10)を提出してください。

●請求にあたって必要な添付書類

死亡診断書、死体検案書、検視調書、またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実、死亡の年月日を証明することができる書類。

ただし、遺族(補償)給付の請求書を提出する際に添付してある場合には、必要ありません。

時効

葬祭料(葬祭給付)は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。